

八幡浜市告示第 1 2 2 号

公示送達について

下記の者について、関係書類等の調査及び実態調査等を行ったにもかかわらず、住所又は居所が不明で納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達します。

なお、送達すべき書類は、市長において保管し、送達を受けるべき者の住所若しくは居所が判明したとき又はその者から申し出があったときは、直ちに交付します。

令和 8 年 7 月 1 6 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 送達書類の名称

令和 8 年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名、整理番号、賦課年度、課税年度

氏名	整理番号	賦年	課年
中野 智之	622923	R8	R8